

地域自治組織

	地域自治区(一般)	地域自治区(合併に伴う特例)	合併特例区	地域審議会
根拠法令	地方自治法 § 202の4-1	市町村の合併の特例等に関する法律 § 23-1 (旧法では、 § 5の5-1)	市町村の合併の特例等に関する法律 § 26-1 (旧法では、 § 5の8-1)	市町村の合併の特例等に関する法律 § 22-1 (旧法では、 § 5の4-1)
法人格	なし	なし	あり(特別地方公共団体)	なし
設置手続き	市町村の条例	合併関係市町村の協議	合併関係市町村の協議により規約を定め、知事の認可が必要。	合併関係市町村の協議
設置期間	-	協議で定める期間	協議で定める期間(5年以内)	協議で定める期間
設置単位	市町村内の一定の区域を単位とする。	旧市町村単位(2以上の旧市町村区域を1つの単位とすることも可。)	同左	旧市町村単位
設置範囲	全域	一部区域のみの設置も可	同左	一部区域のみの設置も可
協議会等の名称	地域協議会	地域協議会	合併特例区協議会	-
役割	当該区域に係る重要事項等についての答申・意見具申	同左	同左	当該区域に係る重要事項等についての答申・意見具申
組織	【事務所】 ・事務所の長は事務吏員 【地域協議会】 ・構成員は市町村長が選任 ・任期は4年以内(条例で定める。)	【事務所・区長】 ・協議により、事務所の長に代えて区長を置くことができる。 ・区長は市町村長が選任 ・区長は特別職 ・任期は2年以内(協議で定める。) 【地域協議会】 ・同左	【合併特例区の長】 ・市町村長が選任 ・任期:2年以内(規約で定める。) ・副市町村長を兼ねることができる。 【合併特例区協議会】 ・構成員は市町村長が選任 ・任期:2年以内(規約で定める。)	【地域審議会】 ・構成員の定数、任期等の組織、運営に関する事項は協議により定める。
その他		・設置期間満了後、地域自治区(一般)の設置選択が可能。	・合併特例区の長は、毎会計年度予算を作成する。 ・市町村は、合併特例区の運営に必要と認める予算上の措置を講ずるものとする。 ・公の施設の設置も可能。 ・設置期間満了後、地域自治区(一般)の設置選択が可能。	
県内の設置事例		青森市、八戸市		十和田市、五所川原市、中泊町